

## 「アイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会」の設置について

## 1. 趣旨

アイヌの伝統的生活空間の再生については、平成18年度から、「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」に基づき、具体的な取組みに着手することとしており、アイヌ文化振興等施策推進会議を構成する国（国土交通省北海道局、文化庁）、北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、社団法人北海道ウタリ協会のほか、関係市町村やその他関係機関等が連携・協力して、事業の効果的な推進を図ることが必要である。

このため、アイヌ文化振興等施策推進会議の下に、学識経験者及びアイヌ文化伝承活動実践者で構成される「アイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会」を設置し、同諮問委員会は、諮問を受けて、アイヌの伝統的生活空間の再生に関し、事業の運営方針や計画のほか、事業の推進状況や成果に関する調査、検証等に関する審議を行い、答申を行うものとする。

## 2. 検討課題

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業の運営について

## 3. 委員構成

(委員)

加藤 忠	伝承活動実践者
川奈野惣七	伝承活動実践者
佐々木高明	国立民族学博物館名誉教授
佐々木利和	国立民族学博物館教授
辻井 達一	(財)北海道環境財団理事長

(オブザーバー)

北海道  
財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構  
社団法人北海道ウタリ協会

(事務局)

国土交通省北海道局  
文化庁

\*諮問委員会は、必要に応じて、関係市町村又はその他関係団体等の出席を求める。

## 4. 開催

年3～4回程度

(第1回は平成18年5月19日(金)予定)

## 5. 設置要綱

別紙のとおり。

(別紙)

## アイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 アイヌ文化振興等施策推進会議において、「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」に基づき、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業の効率的な推進を図るため、同会議の下に学識経験者及び伝承活動実践者から構成されるアイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 諮問委員会は、アイヌ文化振興等施策推進会議の諮問を受け、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業の運営について審議を行い答申する。

(委員)

第3条 委員は、国土交通省北海道局長及び文化庁長官が委嘱する。

2 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 諮問委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、諮問委員会において選出する。

3 委員長は、会務を総理し、諮問委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 諮問委員会は委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、諮問委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第6条 諮問委員会の事務は、国土交通省北海道局総務課及び文化庁文化財部伝統文化課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、諮問委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が諮問委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。